

京都市立芸術大学前期卒業に関する規程

(平成27年7月31日理事長決定)

(令和8年3月31日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法施行規則第163条、京都市立芸術大学学則（以下「学則」という。）第13条及び第36条に基づき、学部の前期卒業の認定に必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 学生は、前期終了時に学則第36条に定める卒業の要件を満たした場合、前期の末日に卒業できるものとする。ただし、4年次の年度末までに、美術学部においては必修科目のうち実技科目及び演習科目の単位を、音楽学部においては講義科目を除く必修科目の単位をすべて修得した学生に限る。

(届出義務及び期間)

第3条 前条ただし書きに該当する学生で前期卒業を希望する者は、事務局が定める期間内に、前期卒業願（別紙様式）により届け出なければならない。

2 前項に定める届出は、4月の履修登録時等に履修に係る指導を受けたうえで行うものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

京都市立芸術大学長 様

本 人 _____ 印

正保証人 _____ 印

前 期 卒 業 願

_____ 学部 _____ 科

_____ 専攻 _____ 回生

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、今年度前期に卒業単位を取得見込みであり、卒業を希望しますので、
認定してくださるようお願いいたします。

記

1 既取得単位数 _____ 単位

2 卒業要件に不足する分野及び単位数

分野名	単位数

3 今年度前期に履修する科目及び単位数

単位

授業名	単位数

4 1 及び 3 の合計単位数（卒業単位数）

単位